

# お知らせ

パート III

## 年金

国民年金には  
3つの基礎年金があります

### 【老齢基礎年金】

保険料を納めた期間と免除期間、厚生年金を納めた期間などの合計が25年(300月)以上ある人が、65歳になってから受けられる年金です。60歳を過ぎれば希望により繰り上げて年金を受けられることもできますが、その場合、請求する年齢により年金額が減額となります。また、障害基礎年金の請求はできません。

市役所で手続きできるのは年金の加入期間が第1号被保険者期間のみの人です。第3号被保険者(サラリーマンの妻)期間や、厚生年金などの加入期間のある人は、年金事務所での手続きとなります。

### 【障害基礎年金】

初診日が、国民年金に加入中の時または、年金を受給していない60歳から65歳未満のとき、その病気やケガで一定の障害の状態になっている場合、初診日の前々月までの加入期間の3分の2以上の保険料納付がある(免除期間含む)か、直近一年間に保険料の滞納がなければ、障害基礎年金が受けられる可能性があります。

※65歳を超えてから請求する場合、初診日から一年半後の診断書が必要となります。

また、20歳前に初診日がある場合で一定の障害の状態にある人が障害基礎年金を受けるときは、保険料の納付要件はありますが、本人の所得による制限はありません。

障害基礎年金には、1級と2級があり、年金額は1級で975,100円、2級780,100円です。

また、年齢が18歳未満の子が20歳未満の障害の子がいる場合は、加算があります。

### 【遺族基礎年金】

国民年金加入中や、老齢基礎年金を受ける資格を満たした人が死亡したとき、死亡日前日の前々月までの加入期間の3分の2以上の保険料納付がある(免除期間含む)か、直近一年間に保険料の滞納がない場合に、死亡した人によって生計を維持されていた子のある妻、子のある夫、または子に、子が18歳になる年度末まで、障害のある子の場合は20歳になるまで支給されます。

年金額は基本額780,100円に、子が2人までは一人につき、224,500円。3人目以降は一人につき74,800円が加算されます。

※年金は、受ける資格があっても、本人からの請求がないと支給されませんので、忘れずに手続きをしてください。

※詳しくは左記へ。  
国民年金ダイヤル(☎0570-051165)、国民年金課高齢者医療年金班(☎内線288・299)。

### 国民年金保険料「10年の後納制度」は9月30日まで

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年間に国民年金保険料を納めていくことで満額の老齢基礎年金を受給できます。

しかしながら、保険料を納められなかった期間や資格取得などの届出忘れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうこと(保険料納付

## ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯実態調査にご協力を

民生委員による65歳以上のひとり暮らしの高齢者・高齢者のみの世帯の実態調査を9月中旬より実施します。

今回の調査は、緊急時や平素の見守りなどにおける連絡・活動に活用するものです。

民生委員は、地域住民の身近な相談・支援者です。民生委員の役割(職務)の1つに地域住民の生活の実態や福祉需要を把握し、適切に相談や援助を行える態勢を整えておくことを目的とした調査があります。

なお、個人情報については、民生委員法(第15条)により、守秘義務が規定されています。地区担当の民生委員が各家庭を訪問しますので、調査にご協力をお願いします。

■高齢者福祉課生きがい支援班(☎内線278)。  
■社会福祉課厚生班(☎内線255)。



や免除などの合計が25年未満の場合)があります。

平成24年10月から平成27年9月までは過去10年分、同年10月以降は過去5年分の未納保険料を納付できる、後納制度があります。

※すでに老齢基礎年金を受給されている人は、納めることができませんので、ご注意ください。

※詳しくは、左記へ直接お問い合わせください。  
国民年金ダイヤル(☎0570-011050)、船橋年金事務所(☎047-424-8811)。

### 年金相談所を開設

社会保険労務士による年金に関する相談所を開設します。  
国民年金、厚生年金に関する

## ミニ・ガイド パート I

■木下・六軒まちかど博物館 & 舟めぐり

爽やかな秋を感じながらのウォーキングと、川めぐりの心地よい風を受け、疲れを癒しながらの船上ランチで秋の半日を満喫してみませんか。  
■10月4日(日)・午前8時30分～午後1時。  
■場中央公民館(大森)。

■中央公民館(武蔵屋)木下河岸跡(吉岡まちかど博物館)ぶらり川めぐり(船上で昼食)。  
■定22人。  
■費3,000円(昼食代など)。  
■事前前に氏名、住所、電話番号を電話で左記へ。  
■木下まち育て塾・伊藤(☎090-3529-4990)。

■学校公開・教育三集會  
学校説明、施設見学、授業参観などを行います。  
■10月1日(木)・午前9時40分～正午(受け付け9時20分)。  
■場印旛特別支援学校(平賀)。  
■9月18日(金)までに電話またはFAXで左記へ。  
■場印旛特別支援学校・井上(☎2200-0969)。

■オリジナルTシャツ作り  
違う事がおもしろい!人の違いを認めあおう。  
■9月27日(日)・①午前10時～午後1時30分。  
■場平岡少年自然の家(平岡)。  
■定①②いずれも親子25組。  
■費一人1,000円(材料費など)。

■事前前に左記へ。  
■NPO法人いんざい子ども劇場事務局(☎/FAX 6287・npoinzai.kodomo@yaho.co.jp)。

■第16回「印西絵画展」  
日本画、洋画、水墨画の素晴らしい作品の発表です。  
■9月29日(火)～10月9日(金)・午前10時～午後4時。  
■※10月5日(月)は休館日、初日は午後1時から、最終日は午後1時まで。  
■場中央駅前地域交流館(中央南)。  
■費無料。  
■場藤田(☎460698)。

■「歴史と自然を訪ねて」  
里山散策会  
佐津間地区(鎌ヶ谷市)を散策し、幕末維新の志士渋谷総司資料室や大津川沿いに広がる自然豊かな里山を巡ります。  
■9月15日(火)・午前9時30分～午後1時30分。  
■場東武野田線六実駅集合。  
■子どもから大人まで。  
■定30人。  
■費100円(保険、資料代など)。  
■他長スボン、帽子着用で飲み物、弁当、持っている人は双眼鏡、虫よけを持参。  
■事前前に左記へ。  
■場印西ウエットランドガイド・阿部(☎/FAX 471455)。

■花の丘のおまつりだ  
■9月12日(土)、13日(日)・午前10時～午後3時。  
■場北総花の丘公園(原山)。  
■場フリーマーケット、昆虫展示、コンサート、クラフト教室など。  
■場北総花の丘公園管理事務所(☎474030)。

■土地家屋調査士登記相談  
土地境界問題、土地分筆、建物新築の登記などの無料相談会を開催します。  
■9月9日(水)・午前9時～正午。  
■場法務局佐倉支局・成田出張所  
■場千葉県土地家屋調査士会印旛支部・支部長吉田(☎0809)。

■土地家屋調査士登記相談  
土地境界問題、土地分筆、建物新築の登記などの無料相談会を開催します。  
■9月9日(水)・午前9時～正午。  
■場法務局佐倉支局・成田出張所  
■場千葉県土地家屋調査士会印旛支部・支部長吉田(☎0809)。

■土地家屋調査士登記相談  
土地境界問題、土地分筆、建物新築の登記などの無料相談会を開催します。  
■9月9日(水)・午前9時～正午。  
■場法務局佐倉支局・成田出張所  
■場千葉県土地家屋調査士会印旛支部・支部長吉田(☎0809)。

■土地家屋調査士登記相談  
土地境界問題、土地分筆、建物新築の登記などの無料相談会を開催します。  
■9月9日(水)・午前9時～正午。  
■場法務局佐倉支局・成田出張所  
■場千葉県土地家屋調査士会印旛支部・支部長吉田(☎0809)。